

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 行財政改革問題に関する事務調査について（行財政改革問題特別委員長報告）
- 第6 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第8 議案第1号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第2号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第3号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第4号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第5号 北方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第6号 北方町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第7号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第8号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第16 議案第9号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第17 議案第10号 北方町下水道受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第18 議案第11号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について（町長提出）
- 第19 議案第12号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第20 議案第13号 財産の取得について（町長提出）
- 第21 議案第14号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第22 議案第15号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて（町長提出）
- 第23 議案第16号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）

- 第24 議案第17号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算（第4号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第25 議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第26 議案第19号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第27 議案第20号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第28 議案第21号 平成25年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第29 議案第22号 平成25年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第30 協議第1号 もとす広域連合規約の変更について (町長提出)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

### 出席議員 (9名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	9番	井野勝巳
10番	日比玲子		

### 欠席議員 (1名)

8番 戸部哲哉

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好邦

### 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 有里弘幸 議会書記 木野村幸子

議 会 書 記      大 野 将 康

○副議長（安藤浩孝君） 本日は、午前中に北方中学校の卒業式ということで、定例会の初日がちょっと変則的に午後からということになった中での開催ということになりました。

きょうは、卒業式、私も出席させていただいたんですが、我々の世代の卒業式とはうんと景色というんですか、風景というんですか、そんなものが変わっておりまして、大変式場の中が爽やかな空気が漂っているといったらいいんですか、そんな中で伸び伸びとした卒業式が見られたなという感じがします。大変記憶に残る卒業式であったんではないかというふうに思います。

特に、卒業証書をいただく方の笑顔が大きなスライドで映っていましたが、大変にこやかな、穏やかない笑顔で卒業証書をもらっていただいたわけですが、将来北方町を担う生徒たち、子供たちがああいう形ですくすくと元気で育っておるということで、大変気持ちよく迎えさせていただいたわけであります。

それと、きょうもう既に御存じの方も多いと思いますが、戸部議長が昨日夕刻、体調がすぐれないということでお医者さんにかかりましたら、インフルエンザと診断をされました。大変インフルエンザ、感染力が強力ということで、熱も出るということでございますし、何よりも感染するということですので、こういったインフルエンザになりますと、しばらくは人との交流、触れ合いというんですか、接触も避けなくてはならないのかなということ、それで昨日、そのあたりを含めて御相談いたしましたら、しばらく議会を休んでいただくということになりました。

私、こういったことは大変なれておりませんのでふなれな点が多々あろうかと思いますが、きょう議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回北方町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番 日比玲子君及び1番 杉本真由美君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○副議長（安藤浩孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○副議長（安藤浩孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、本巢消防事務組合議会、西濃環境整備組合議会の関係などの報告をさせます。

○議会事務局長（有里弘幸君） それでは、12月定例会以後の報告をさせていただきます。

12月19日、1月16日及び2月21日に現金出納事務全般について例月出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び各基金ともに記載金額が正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

12月10日、平成23年度福祉健康課所管補助事業のうち、社会福祉協議会補助金及び教育委員会所管補助事業のうち、私立幼稚園就園奨励費補助金について、補助目的に従って事業効果を上げているか、事務処理は適切かなどを主眼として監査が行われました。

対象事項について、申請、交付及び実績など関係書類の提出と、関係者から説明を求めて監査した結果、社会福祉協議会補助金の人件費補助において予算の交付額算定時に関し、形式的かつ前年踏襲的な事務手続が認められる。事業の内容や実績を適正に審査し、算定根拠を明確にして、適正な補助となるよう改善する必要があるとの意見が添えられています。

次に、随時監査の結果についてであります。

1月31日、平成23年度執行の町施設業務委託契約について、関係書類等の閲覧、照合及び担当者から説明を求めて監査した結果、一部の業務委託契約において契約金額の算定根拠が曖昧で、形式的かつ前年踏襲的に行われていると認められるので、業務の内容は設計書等により積算するなど、適正な算出根拠が確認できるよう資料の整備が望まれる。

また、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を勘案した上で、経済的な業務委託をするためにも、提出される委託料見積書と情報収集したコストを比較するなどの分析した算定が必要で、委託先との協議も含めて、契約事務の改善が望まれるとの意見が添えられています。

西濃環境整備組合についてであります。

2月19日、平成25年第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

最初に、議第1号、平成24年度一般会計補正予算（第1号）については、塵芥処理費の残灰最終処分委託料248万円の減、施設建設費の最終処分場実施設計業務委託料1,448万8,000円の減、公有財産購入費2,573万2,000円の増により、歳入歳出それぞれ876万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億2,198万9,000円とするものです。

議第2号、平成25年度経費の分賦金額及び分賦方法については、ごみ処理、屋内温水プール関係の分賦金総額11億1,682万1,000円のうち、北方町の分賦割合9.53%で1億638万円とするもの

です。

議第3号、平成25年度一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億6,340万3,000円とするものです。前年度より8億5,017万8,000円の増となっています。歳入の主なものは、市町村分賦金11億1,682万1,000円、基本繰入金6億6,833万1,000円、ごみ処理手数料2億4,005万7,000円、ごみ処理施設建設国庫補助金2億9,446万4,000円です。歳出の主なものは、屋内温水プール管理費6,487万8,000円、塵芥処理費10億4,065万9,000円、施設建設費9億3,808万9,000円、公債費2億7,376万3,000円です。

以上3議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、本巢消防事務組合についてであります。

2月27日、平成25年第1回本巢消防事務組合議会定例会が開催されました。

最初に、議案第1号、平成25年度分賦金については、分賦金額7億1,520万8,000円のうち、北方町は分賦率30.53%で2億1,835万3,000円にするものです。

議案第2号、平成25年度一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,171万円とするものです。前年より4,519万1,000円の増となっています。歳入の主なものは、市町分担金7億1,520万8,000円、基金繰入金4,500万です。歳出の主なものは、常備消防費6億2,747万7,000円、消防施設費7,013万1,000円です。

以上2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

2月22日、県施策等説明会及び合同懇親会が岐阜グランドホテルで開催されました。平成25年度地方財政対策の概要、地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて、平成25年度岐阜県新年度予算の概要等の説明がありました。

続いて、配付物の関係であります。

「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願、個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める件に関する陳情の写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで、諸般の報告を終わります。

○副議長（安藤浩孝君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願は、厚生都市常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願は、厚生都市常任委員会に審査を付託することに決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

○副議長（安藤浩孝君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、私のほうから2点、行政報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、平成24年度の樽見鉄道連絡協議会の臨時総会が、すぐる2月8日の10時半から本巣すこやかセンターの2階の地域交流室というところで開かれました。

議案は1つでございまして、来年度以降の樽見鉄道への支援についてでございました。その結果、まず1点として、樽見鉄道株式会社に対する支援は、平成25年度においても引き続き実施をする。なお、平成26年度以降の支援については、毎年度の事業状況を確認しながら改めて本協議会において協議することとするということでございます。

2点目は、支援額については、5市町村合わせて9,500万円を上限として支援をするということでございます。ただし、固定資産税補助分につきましては、従来どおり各市町が受けた納付分と同額を補充する。つまり、固定資産税は免除するという従来の方針を継承をしていくということでございます。

参考までに、沿線市町の支援額につきましては、大垣市と瑞穂市が1,000万円、本巣市が6,424万円、揖斐川町が876万円、北方町が200万円ということで、合計9,500万円ということになるわけでございます。

2点目の御報告は、平成25年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会が、過ぐる2月19日の14時から岐阜市柳津公民館の大会議室で開催をされましたので、その結果を御報告申し上げたいと存じます。

まず、欠員でございました副議長選挙が行われましたが、これは慣例により指名選出ということでございまして、議長から北島登氏、輪之内町の議長さんでございすけれども、北島氏が選出をされ承認をされたところでございます。

議案第1号は、平成25年度北方町後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算についてでございました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,696万7,000円とするものでございました。なお、予算総額の対前年度比は、金額で2,932万9,000円、率で言いますと10.62%の減ということになっております。

歳入の主な内訳は、市町村の負担金が2億923万3,000円、前期からの繰越金が3,470万円のほかは、職員宿舍入居料及び駐車料のほか、預金利子の諸収入の302万9,000円、財産収入の財調基金の利子の5,000円でございます。

歳出におきましては、議会費として160万8,000円、総務費として2億4,435万9,000円のうち一般管理費、人件費として職員28名分の2億1,792万2,000円、その他一般管理費として2,619万9,000円、監査委員、選挙管理委員、公平委員などの報酬が23万3,000円でございます。予備費として、100万円の計上がございました。

議案第2号としては、平成25年度同連合会の医療特別会計予算についてございました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,205億3,594万1,000円とするものでございました。予算総額の対前年度比は、金額で77億313万2,000円、率にいたしますと3.62%の増額でございました。

歳入の主なものにつきましては、市町村の支出金で367億5,338万4,000円。この内訳は、療養給付費負担金が171億8,798万4,000円でございます。保険料負担金は151億9,208万7,000円、それから保険基盤安定負担金が36億8,358万円、事務費の負担金が5億1,861万9,000円、それから保健事業費負担金が1億7,111万2,000円、国庫支出金におきましては708億3,307万円、県支出金が179億8,809万6,000円でございます。支払基金の交付金といたしまして905億8,321万5,000円で、繰入金は14億5,375万4,000円でございます。なお、前年度からの繰越金は25億9,074万9,000円という主なものでございます。

これに対しまして、歳出につきましては、総務費、総務管理費が4億9,874万8,000円、保険給付金が2,181億7,723万8,000円で、そのうち療養諸費が2,088億1,724万2,000円、高額療養諸費として85億6,499万6,000円、その他の医療給付費が7億9,500万円ということになっております。県財政安定化基金の拠出金が4,595万4,000円、保健事業費5億2,115万2,000円で、その内訳は健康保持増進事業費に4億3,365万7,000円、その他の保健事業費が8,749万5,000円であります。諸支出金としましては、過誤納による還付金及び加算金が1,901万円、基金積立基金利子を51万8,000円、予備費として10億8,242万1,000円でございます。

続きまして、議案第3号は、平成24年度と同広域連合の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億6,928万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2,150億2,883万5,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしましては、平成25年度保険料軽減に対する財源補填として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、国庫支出金14億6,928万4,000円を受け入れまして、歳出で同額を基金に積み立てるものでございます。

議案第4号でございます。岐阜県後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

保険料の軽減措置を平成25年度においても継続実施するための条例改正でございました。この改正によりまして、条例施行期限を1年延長をいたしまして、平成26年3月31日限りということになるわけでございます。

議案第5号でございます。同広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する保険料の均等割額に係る軽減特例措置につきまして、平成25年度も延長をして実施するというものでございます。いずれの対象期間も、現行平成22年度から平成24年度までのものを、今回さらに平成25年度まで

に延長をするというものでございます。

議案第6号につきましては、同連合の第2次広域計画の作成についてでございました。

現行の広域計画が平成24年度までとなっておりますことにより、新たに第2次広域計画を策定しようとするものでございます。第2次計画の期間は、平成25年度から平成29年度までというものでございます。

議案第7号、同広域連合の公平委員会の委員の選任についてでございました。

委員の任期満了に伴いまして、公認の委員を選出するものでございましたが、現委員であります阿部孝正氏が再選をされ、任命同意が行われたところでございます。同氏は、大垣市\_\_\_\_\_の在でございまして、\_\_\_\_\_生まれの41歳で、現在、大垣扶桑紡績労働組合組合長と大垣地域公平委員会委員を兼ねていらっしゃるということでございました。

最後に議員提案の1号として、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございました。

これは、御案内のように、地方自治法の一部が改正をされたことによりまして、同広域連合におきましても引用条文名の条の移譲を行うものでございます。

以上、全議案にわたりまして提案どおり議決をされましたので、御報告をさせていただきます。以上であります。

○副議長（安藤浩孝君） 副町長。

○副町長（野崎眞司君） それでは、私から財団法人北方町施設管理公社の解散について報告いたします。

北方町施設管理公社は、県営北方住宅の建てかえに伴い、平成10年に設立し、これまで新しく建てかえられたハイタウン北方住宅と、北方町の3つの施設の管理を行ってまいりました。

そういった中、平成20年12月1日に公益法人制度改革関連3法、つまり一般社団財団法人法、公益法人認定法及び整備法が施行され、平成25年11月30日までに一般社団財団法人または公益社団財団法人のいずれかに移行するか、しない場合は解散しなければならないこととなりました。この改正を受け、北方町施設管理公社においても見直しをすることとなり、その後、町、岐阜県及び岐阜県住宅供給公社と今後のあり方について協議を重ねてまいりました。

その協議結果を申し上げますと、まず1つ目として、北方町施設管理公社は新しく建てかえられるハイタウン北方住宅の管理を行う目的で設立いたしました。建てかえ計画が途中で縮小変更され、平成23年度をもって建てかえが全て終了したということ。

2つ目として、県内にある14の県営住宅は、従来、岐阜県住宅供給公社が県の委託を受け、全て管理していたということもあり、建てかえが終了したハイタウン北方住宅についても、現在、岐阜県住宅供給公社が管理している13の県営住宅とあわせて一括管理することで、事務の簡素化と経費の削減が期待されるとのことでございました。

こうしたことから、北方町施設管理公社は改めて法人の移行は行わず、平成24年度をもって岐阜県との管理代行契約を解除し、解散するという結論に至りました。

よって、平成25年度以降は、ハイタウン北方住宅の管理は岐阜県住宅供給公社が行い、また町の3つの施設の管理については、従来のおり町が直営で行うこととなりました。

なお、北方町施設管理公社の解散につきましては、平成25年2月5日に開催いたしました協議会理事会の場で承認を得るとともに、同年2月21日付で岐阜県知事の許可をいただいております。

また、北方町施設管理公社の解散日につきましては、清算業務が残っておりますので、業務が終了する平成25年6月1日となります。

以上、財団法人北方町施設管理公社の解散について報告させていただきました。

○副議長（安藤浩孝君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 行財政改革問題に関する事務調査について

○副議長（安藤浩孝君） 日程第5、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題とします。

行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。

立川良一君。

○行財政改革問題特別委員長（立川良一君） それでは、命を受けましたので、委員会の調査報告をさせていただきます。

行財政改革問題に関する事務調査について、2月12日に委員会を開催し、調査を行いました。会議規則第73条の規定によって、次のとおり報告をいたします。

第5次北方町行政改革大綱について、平成24年度の取り組み状況14項目の報告を受けました。事業費の見直しなどにより、節減された予算額は702万5,000円であります。平成24年度以降の実施計画により、行政改革取り組み項目12件（総務課が3項目、住民保険課が1項目、福祉健康課が2項目、上下水道課が2項目、都市環境農政課が1項目、教育委員会が3項目）の説明を受け、審議した結果、9件については執行することを了承をいたしました。また3件、施設の利用料の見直し、ランドセルの無償配付、学校医の報酬の見直しについては、今後審査を継続することといたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（安藤浩孝君） 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定しました。

---

#### 日程第6 議会改革推進に関する事務調査について

○副議長（安藤浩孝君） 日程第6、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。

議会改革推進委員長の報告を求めます。

井野勝已君。

○議会改革推進委員長（井野勝已君） 議長の命により、議会改革推進に関する事務調査について

を御報告をさせていただきます。

議会改革推進につきましては、12月21日、3月4日に委員会を開催し、調査を行いましたので、会議規則第73条の規定によりまして報告を申し上げます。

12月21日の会議では、議会改革のまとめについてであります。今後も議会報告会を続けることとして、参加者の動員等については無理なことはしないと。また、開催方法については、今後検討することといたしました。

議会報告会での住民からの意見・要望等を取りまとめて、議会だよりにも掲載することを確認いたしました。

3月4日であります。議会基本条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。3月議会に提案することの確認を、これもいたしました。

それから、2番目に通年議会についてであります。かねてから協議いたしておりました、長野県小布施町議会への先進視察は4月または5月に行くこととし、また、この出席につきましては希望者とすることを確認して会議を終えておりますので、御報告いたします。

以上であります。

○副議長（安藤浩孝君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定しました。

---

#### 日程第7 諮問第1号

○副議長（安藤浩孝君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、諮問第1号の御説明をさせていただきたいと存じます。

人権擁護委員の選任についての御意見を求めることについてでございます。

従来は、佐野恵美子さんがこの委員をお務めいただきましたけれども、このたび任期満了によりまして、次の者を人権擁護委員として推薦をしたいと考えまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

新任につきましては、林礼子さん、生年月日は\_\_\_\_\_生まれでございます。住所は、岐阜県本巣郡北方町\_\_\_\_\_の在でございます。

簡単に、この林さんの経歴を申し上げます。

昭和47年に金沢大学教育学部を御卒業の後に、同年4月から石川県小松市立日末小学校の教諭に採用をされて以降、石川県から岐阜県の各小学校の教諭をお務めになりまして、平成22年3月

31日に瑞穂市立穂積小学校教諭を退職されました後は、平成22年4月1日から同じく瑞穂市立中  
小学校の講師をお務めくださりまして、同23年からは再任をされて、同じく瑞穂市立中小学校の  
講師をお務めの経験をお持ちの方でございます。

どうぞご意見をいただきますようお願いをして、諮問第1号の提案とさせていただきます。

○副議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意  
見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、議会の意見は適任と  
決定しました。

---

#### 日程第8 議案第1号から日程第30 協議第1号まで

○副議長（安藤浩孝君） 日程第8、議案第1号から日程第30、協議第1号までを一括議題とし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 平成25年第1回の定例議会が開催をされまして、新年度予算案を初めとし  
た諸議案の御審議をいただくことになりました。

議員の皆様には、何かと御多用のところを御出席くださりまして、ありがとうございました。

恒例でありますと、3月議会では新年度予算を中心に所信を申し上げるところでございますけ  
れども、御承知のとおり、昨年12月26日に誕生いたしました第2次安部内閣は、みずから「危  
機突破内閣」と銘打って大胆な金融緩和、機動的な財政出動、成長戦略を3本の矢として、順調  
な滑り出しを見せておるところでございます。したがって、6号補正の性格と取り組みを少し触  
れさせていただくことといたします。

今回の国の補正予算に見る元気臨時交付金は、景気の悪化が著しい中で金融緩和や公共投資で  
積極的に財政支出をして、デフレから脱却しつつ、インフレの発生を防ぐというリフレ政策で、  
昭和6年の昭和恐慌当時の大蔵大臣の有名な高橋是清が行ったケインズ政策をほうふつとさせる  
ものでございます。

例えば株価と為替、その次に設備投資や消費が動き、名目のGDPがふえて物価が上がるとい  
うサイクルを想定したものでございますけれども、青山学院大学の榊原英資教授のように、今の  
デフレは不景気によるものではなくて、グローバル化の進行する構造的なものが原因と  
いう見方もあるわけでありまして。

いずれにしても、私ども基礎自治体に身を置く者としては、一日も早くデフレから脱却して、景気回復が実感できるようになることを願わずにはおられません。会計年度も押し迫ったこの時期に、総額13兆1,000億円の緊急対策を盛り込んだ補正予算が可決され、15カ月予算がスタートした今を最大限生かしていかなければなりません。

そこで、元気臨時交付金をチャンスと捉え、これを活用して、かねて計画いたしておりました都市再生計画事業を中心にしたまちづくりに積極果敢に取り組んでまいることといたしました。平成24年度第6号補正予算は、総額12億3,909万3,000円の事業費のうち、国庫補助金5億7,200万円、元気臨時交付金を5億200万円の合計10億7,400万円を活用いたしますと、当初予定いたしておりました町費負担6億6,700万円が1億6,500万円となりまして、実質5億200万円の軽減が図れることになる予定でございます。この補助金額は、各務原市の26億500万円、岐阜市の23億6,000万円、関市の21億5,370万円に次ぐものでございます。一般会計総額に対する比率からいたしますと、北方町が23.92%にもなるわけでございます。上位3市を凌駕する圧倒的な比率でもあるわけであります。

我が町は、昭和40年以降、間断なく進めてまいりました土地区画整理事業や公共下水道事業などのインフラ整備によって、近代都市としての態様を整えてまいりました。結果、少子・高齢化の時代にあっても、人口は微増ながら上昇傾向を保ち続け、その結果、65歳以上の高齢化率は19.3%と、県下42市町村のうち2番目の低さとなっております。

しかし、平成22年の国勢調査では、初めて老人人口が年少人口を上回り、さらに自然動態である出生数の減少と死亡数増加が顕著になるなど、今後の人口は緩やかに減少傾向を覚悟しなければなりません。今後の人口政策は、量の追求から質の追求へ、つまり個性の発信力の優劣が問われる上に、自立と自己責任、家族のきずなと公共心、人間としての道徳心が求められなければなりません。そうでなければ、自由は利己的個人主義へと無規律に傾き、民主主義は怠惰の甘えの心を誘発する結果となりましょう。

今後、まちづくりの基本方針である都市景観を整えた個性的で清潔感漂う公園都市、それから人と人、心が触れ合う人間都市を目指して、家族で人生を送る価値あるまちと評価されるまちづくりに邁進してまいりたいと思っております。

今回の元気交付金を最大限活用した64億1,900万円の過去最大規模の大型予算を、国に倣って15カ月予算として御審議に供することといたしました。議員各位の燃え立つような論争をお願いする次第であります。

それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案について、御説明を申し上げます。

御審議をお願いいたします案件は、人事関係1件、諮問関係1件、条例関係12件、契約関係1件、予算関係9件、協議関係1件の合計26件であります。

また、新年度の予算規模は、一般会計が51億8,000万円、国民健康保険特別会計22億1,437万5,000円、下水道事業会計が6億1,760万9,000円、上水道事業会計が2億7,025万9,000円、後期高齢者医療特別会計が1億5,568万7,000円でございます。その合計額は84億3,793万円となる

ところでございます。なお、総合いたしますと前年度比で5.72%の減ということになるのでございます。なお、町債は4億2,000万円、全額これは臨時財政対策債を活用をさせていただくところでございます。

それでは、主な内容につきまして順次御説明を申し上げたいと存じます。

歳入からでございますが、町民税につきましては、依然として厳しい経済状況下の中ではありますが、企業収益は徐々に改善しつつあります。しかし、個人所得については停滞しておりますので、個人町民税は前年度より若干減となる8億5,500万円を見込みました。また、法人町民税は、法人税率の引き下げによる影響があるものの、前述の状況から前年度並みの税収が見込めるため、前年度と同額の1億520万円を見込みました。これにより、町民税の総額は、対前年度比0.1%減の9億6,020万円を計上したところでございます。

土地の固定資産税につきましては、地価の下落に伴う時点修正による減額はあるものの、加茂土地区画整理区域内の土地が本換地課税となるため、876万4,000円の増加を見込みました。また、家屋につきましても、店舗や住宅の新築により1,092万5,000円の増、償却資産につきましては、企業の設備投資の動きが弱い状況に鑑み、254万4,000円の減額を見込み、固定資産税の総額は対前年比1.7%増の10億2,593万3,000円を計上いたしました。

軽自動車税につきましては、自家用軽四輪乗用車の増加に伴い、対前年比0.5%増の3,045万円を計上いたしました。

町たばこ税につきましては、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲する税率改正により、対前年比8.4%増の1億5,500万円を計上いたしました。

これらにより、町税全体における税額は、対前年比2,825万1,000円（1.3%）の増で21億7,158万3,000円としたところでございます。

なお、自主財源であります町税の重要性はますます高まっておりますので、税の公平性の確保のためにも、徴収には今後とも力を入れてまいりたいと思っております。

地方交付税につきましては、地財計画を初め地方公務員の給与削減方針による減、地方の元気づくり推進費の新設による増、税収等の決算見込み額による増減を考慮しました結果、普通交付税額に臨時財政対策債を加えました実質的な額は15億4,000万円と、24年度の当初予算額よりも4,000万円ほどの増を見込んでおります。

また、特別交付税につきましては、前年度より2,300万円増額の4,800万円を計上いたしております。

町債につきましては4億2,000万円を予算化いたしましたが、その全額が先ほども触れましたとおり臨時財政対策債でございますので、後年、地方交付税として措置されるものでございます。

続きまして歳出でございますが、まず新庁舎の建設問題についてでございます。

現在の庁舎は、役場庁舎が昭和48年の竣工より40年が、公民館が昭和45年の竣工より43年を経過し、たび重なる改修を行いながら今日に至っております。その間、行政需要は複雑多様化し、その住民ニーズにお応えするため、組織体制についても柔軟に変化させながら対応してきたとこ

るでございます。

しかしながら、増加を続ける窓口利用者に対応するためには、十分なスペースが確保されている状況とは言えません。また、プライバシーの保護やバリアフリーを意識したつくりとなっていないことから、住民サービスの低下を招く要因となっております。また、各種OA設備や防災関係設備も設計思想になかったものを追加整備したものでありますので、運用面において障害となっているものが散見されているところでございます。

このため、さきの平成24年12月議会にお認めをいただきました、現在、取得を進めております県営北方住宅跡地に新たに庁舎の建設を計画し、同地の地質調査関係費として600万円。また、建設設計は、（仮称）第2児童館・子育て支援センター同様、プロポーザル方式を採用することとして、これに係る所要の予算を計上させていただきました。

次に、柱本消防車庫用地取得についてでございます。

現在、町内4カ所に整備済みの消防車庫については、庁舎に併設の消防会館を除き、各種出動時に団員が駐車するためのスペースがありません。災害出動時には、各団員は離れた公共施設の駐車場を使用しながら対処しているのが実情であります。一分一秒を争う災害現場に急行するためには、消防車両に併設して団員用の駐車場を設け、緊急出動に備えることが肝要であります。

このため、団員用駐車場用地として、またいずれ車庫が老朽化して改築するときの用地として、柱本消防車庫用地を取得するための予算925万9,000円を計上をしております。同様の問題は、残る2つの消防車庫にも共通しておりますので、こちらに関しましては、時期をはかりながら随時議会に御提案を申し上げたいと考えておるところでございます。

政策審議会及び町民対話集会の開催についてでございます。

「参加で育てるまちづくり」をスローガンに、住民参加の草の根民主主義をこの町に根づかせることを目標設定して、公募による政策審議会や町民対話集会、住民要求アンケートなど、手段の開発・実施に取り組んでまいりました。とりわけ政策審議会は、参加とは、物言う住民も負担を共有し、責任を持つという意識改革につながっていることはうれしい限りでございます。新年度は委員の交代期となりますが、さきの政策審議会において格式張らずに自由な雰囲気話し合えるような会にしてはどうかとの声もあり、より広い世代やさまざまな考え方を持つ方を募集し、より活発な御議論をいただきたいと思っております。

町民対話集会も、自治会の協力を得ながら、参加者の増員と会場の増設を図りながら継続して開催し、パブリック・プライベート・パートナーシップを図ってまいりたいと思っております。

次に、定住化促進事業であります。

少子・高齢化で人口の減少が著しい中、定住人口の増加を図り、町の活性化を図り、促進するために制定いたしました北方町新築住宅の定住推奨金交付条例に基づき、固定資産税相当額を定住奨励金として交付してまいります。平成25年度につきましては、対象となる171棟につきまして予算を計上しておるところでございます。

次に、バス利用促進事業・運転免許証自主返納支援事業についてであります。

これは、引き続き利用者の確保と拡大を図ってまいります。今年度も一般世帯向け及び70歳以上、身体障害者手帳保有者へのアユカ助成を行い、利便性の向上とさらなる普及に努めてまいります。

そのほか、バス利用促進のためには欠かせない路線の堅持と便数の確保を図るため、北方河渡線及び大野穂積線を対象としたバス事業者への支援等とあわせて、1,544万1,000円を計上したところでございます。今後も国・県の動向を踏まえ、北方町地域公共交通協議会との連携を図り利用促進の検討を進めてまいります。

また、あわせまして運転免許証自主返納支援事業といたしまして、高齢者の方が加害者となる交通事故を未然に防ぐとともに、公共交通機関であるバスの利用促進及び住民基本台帳カードの普及を図るため、65歳以上の方が免許証の自主返納をされた場合に、アユカの発行と身分証明書になる住民基本台帳カードの無料交付事業も引き続き実施をしてまいりたいと思っております。

樽見鉄道への存続支援についてであります。

樽見鉄道株式会社への存続支援につきましては、樽見鉄道連絡協議会において今年度も引き続き支援することが決定されており、次年度以降については、樽見鉄道の経営状況や国・県の動向を踏まえ、支援策を協議会で検討してまいります。そのため、今年度の予算措置につきましては、助成金の限度額である200万円を計上させていただきました。

外国人住民票コード付番事務についてであります。

住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民の住民票登録に次いで、住民票コードを付番・通知するため所要の予算を計上いたしております。

戸籍副本データ管理システム構築事務についてであります。

町保管の戸籍の原本が災害等により滅失した場合、速やかに再生できるように、戸籍の副本を管理センターへ電送するシステムを構築する所要の予算を計上いたしております。

福祉健康関係につきましては、福祉健康事業については現役世代と子供の減少、高齢化の増加といった現状を踏まえて、北方町をついの住みかとして安全・安心に暮らしていただけますような施策に取り組んでまいります。

高齢者の見守り事業であります。

高齢者の方が、住みなれた地域で安心して穏やかに健やかに暮らせるように、高齢者見守りボランティアの育成に努める一方、高齢者や認知症を理解するための研修会を行い、地域で支えていく組織の強化を図るため、所要の予算を計上いたしております。

子育て支援事業についてであります。

子育て支援につきましては、平成22年度から5年間で計画の期間として策定いたしました、北方町次世代育成支援対策後期行動計画をもとに施策を進めてまいります。

現代は、共働き世帯の増と核家族化によりまして、本来であれば家庭で行うべき子育ても社会全体で支え合う時代になってまいりました。とりわけ働く世代への子育て支援に必要な環境整備が急務となってきております。

現在、国において進められております子ども子育て関連3法にあわせ、子ども子育て関連ニーズ調査を実施するための予算を計上いたしております。

また、子供たちが安心して過ごせる場所、また子育て中の保護者の皆さんの支援を実施する拠点として、平成26年度の開館を目指し、町南部への（仮称）第2児童館・子育て支援センターの建設計画を引き続き進めてまいります。

妊婦健康診査費用の助成についてであります。

妊婦健康診査費用の助成としましては、従来から妊娠中の健康管理に必要な全14回の健診費用を助成してきました。これに超音波検査4回分の助成も追加し、妊娠中の母親と子どもの健康をより手厚く支えるための予算を計上いたしております。

健康増進事業についてであります。

肺がんによる死亡率は高齢期で高いため、これまでは65歳以上を対象とした結核検診を肺がん発見の代用としてきました。これを40歳以上と対象を広げ、喫煙によるリスクの高い住民には喀たん検査もあわせて行う肺がん検診として拡充し、がん予防の啓発や早期発見・早期治療に結びつけるための予算を計上しております。

また、そしゃく機能の維持及び歯周疾患の予防は、認知症予防や免疫機能の高進、さらには糖尿病との関係も指摘されており、健康維持には重要となることから、歯科検診事業についても新規に予算を計上いたしました。

ごみ処理、減量化対策事業についてであります。

近年、各種リサイクル法の制定等により、ごみ減量化及び資源化、いわゆる資源循環型社会形成の機運が高まり、ごみの排出量は年々減少傾向にあります。本町においても、ごみ処理拠点のリサイクルセンターを中心にごみの適正処理と、減量化及び資源化に努めてまいりました。さらなるごみ排出量の削減を推進するため、昨年度北方町ごみ有料化検討委員会、それから北方町行政改革懇談会、行財政改革問題特別委員会において可燃ごみの完全有料化導入について検討した結果を踏まえて、平成26年度から導入に向けた準備のための予算を計上をさせていただきました。

農業振興対策についてであります。

本町の農業振興地域においては、高齢化の進行により農業従事者が減少していく中、経営の安定化と作業の効率化が進められるよう、まちづくりの基本的な施策との整合性を図りながら、都市近郊型農業の振興を推進していくために要する予算を計上をいたしております。

商工観光の振興についてであります。

商工業の振興対策については、引き続き商店街の活性化事業等を助成するための商工会への補助金1,450万3,000円を計上しております。また、北方まつり、未来タウン北方ふれあいまつり、門前市においても、まちおこしや商工業活性化対策となるように、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

観光事業につきましては、観光協会主催の各種イベント事業等に係る所要の補助金などについて予算措置を講じております。

土地区画整理事業についてであります。

高屋西部地区につきましては、平成25年は平成24年から実施しております換地設計に基づき、仮換地指定を行うこととしております。それに伴い、区画道路及び調整池の整備工事に着手するとともに、平成24年度に引き続き都市計画道路の整備工事を進めますので、その事業の負担に要する予算4,500万円を計上いたしました。

都市景観事業についてであります。

平成25年度は、公園都市実現に向けて、平成24年度に引き続き町道3号線（高屋芝原線）のバリアフリー化及び高屋西部土地区画整理事業にあわせて整備する都市計画道路（高屋勅使柱本線）の整備工事を進めるとともに、県営北方住宅跡地に公園及び道路を整備するための詳細設計等を行ってまいりますが、予算につきましては国の政策であります日本経済再生に向けた緊急経済対策による大型補正、いわゆる15カ月予算で補助を受けるために、平成24年度の補正予算に繰越明許費として計上いたしました。したがって、平成25年度の当初予算につきましては、公園及び道路の維持修繕に要する所要の予算を計上いたしております。

防火・防災対策についてであります。

防火・防災対策については、多様化する災害に対応する人材を育成し、消防団機能の充実強化を図るために消防団員の定員増を行うこととして、これに伴い、報酬、費用弁償、各種消耗品等、増員に応じて所要の予算措置を行っております。

また、高屋西部土地区画整理事業の進捗にあわせて、同区画整理区域内に防火対策として消化栓を適正に配置していくための予算481万1,000円を計上したほか、大規模災害の被災時に避難所で大きな問題となるトイレ対策として、災害用簡易トイレを追加整備し、町内各所にあります防災備蓄倉庫に配置することといたしております。

中央防災会議の南海トラフに対する報告や、県の地震被害想定調査の結果報告が新聞報道等により町民皆さんの知るところとなり、防災対策に対する町民の期待はますます高まりを見せているばかりであります。町でも、前述の防災対策により、その充実強化を図るばかりでなく、現在、文化的交流の進む宿毛市との防災協定締結や、高度化する防災関係事業に適切に対応をしていくため、研究を進めてまいります。

教育関係についてでございます。

教育については、本年度は、第2次北方町教育総合5カ年計画の3年目に当たります。基本理念は、北方に住む全ての人々が、北方に住んで北方の教育を受けてよかったと思っただけの教育の推進であります。学校教育にあっては、いじめや体罰のない誰もが大切にされる園・学校生活を通して、生きて働く知恵を育む教育を進めることにあります。

また、社会教育にあっては、人間都市にふさわしい人と人、心と心のつながるコミュニティーづくりを通して、全ての住民がふるさと北方に愛着を持ち、健康で生きがいのある暮らしができる町を創生することにあります。

こうした立場から、本年度は、次の施策に取り組むことといたしております。

学校教育関係であります。

学校教育につきましては、本年度から知恵を育む体験活動推進事業を立ち上げるほか、学校運営協議会制度、別名コミュニティー・スクールの導入に向けて研究・調査を行うこととしております。体験活動は、変化の激しい世の中をたくましく生き抜くための知恵を育もうとするものであり、児童・生徒会代表者を対象に1泊2日で行うリーダー養成糧塾、希望者を対象に年4回行う土曜北方塾、小学4年生全員を対象に各学校で行うワンデー・キャンプの3本柱から成っており、この諸経費108万6,000円を計上をいたしました。

コミュニティー・スクールは、保護者や地域住民が目標を共有して学校づくりを進めようとする新しいスタイルの学校運営方式を研究・調査するものであり、その予算10万円を計上をいたしました。従来から実施してきました、心の教育推進事業、能力開花推進事業、トータルサポート推進事業、幼児教育推進事業、地域ぐるみの道德教育、子供サミットは本町教育の重点施策であり、道德性を涵養する心の教育推進事業は233万3,000円、園・学校が特色のある教育を進める能力開花推進事業に206万5,000円、小1プロブレム等を解消するトータルサポート事業に21万6,000円、幼稚園・保育園教育と小学校教育の接続を高める幼児教育推進事業に30万円など、所要の予算を計上をいたしました。

教育環境等の整備についてでございます。

児童・生徒にとって安心・安全な学習環境や、また大規模地震や広域災害の避難場所としての学校施設の環境整備については、本年度も継続して充実に努めてまいります。

教育施設の整備については、町立幼稚園の北門扉取りかえ工事費に132万7,000円、北方小学校の外周フェンス等改修工事費に882万円、旗掲揚支柱取りかえ工事費に106万2,000円、階段滑りどめ修繕工事費に105万円、北方南小学校の太陽光発電設備改修工事費に800万円、防鳥ネット設置工事費に40万円、北方西小学校と北方中学校の非常通報装置取りかえ工事費にそれぞれ36万8,000円を計上いたしました。大規模地震等への環境整備については、各園・学校の事務機器や家具類の落下、転倒防止等の安全対策を一斉に行うこととしております。

このほか、周辺市で多発傾向にあります登下校時の声かけ事案等の安全対策については、スクールガードリーダー、登下校安全指導員、見守りボランティアを効果的に運用するほか、各種団体、地域住民への啓発に努め、地域の子供は地域で守る意識の高揚に努めてまいります。

学習指導についてでございます。

学力向上が今日的な課題になっております学習指導については、誰にもひとしく基礎・基本の力が身につくよう幼稚園・保育園、小・中学校が校種を超えて連携し、指導に当たるとともに、きめ細やかな支援ができるよう人的、物的環境整備に努めてまいります。

校種を超えた連携については、幼児のスムーズな小学校への移行を願い、幼稚園・保育園と小学校の職員が年長組の幼児に対するスタートカリキュラム、アプローチカリキュラムを作成し、指導に当たることにていたしております。小学校と中学校の連携については、教員の専門性を生かして行う小学校高学年の専科制授業の導入や、音楽・美術などの小・中交換授業の実施に向けた

条件整備を進めることにしております。

人的整備については、従来から町が単独で行ってまいりました諸施策を本年度も継続することとし、支援を必要とする幼児・児童・生徒に丁寧に向き合って学習をサポートする特別支援アシスタント13人分の経費1,003万6,000円を、ネイティブな英語学習を進めるための外国人ALT 2人分の経費789万8,000円、子供や保護者の悩みなどの相談に当たる教育相談員2人分の経費530万円、不適応児童・生徒の社会復帰を促す適応指導教室「大空」指導員1人分の経費264万円、このほか、地域住民の専門性を生かして指導をしていただくゲストティーチャーに係る所要の経費を計上しております。

物的整備については、新学習指導要領の全面実施に伴い、指導内容の確実な理解を深めるために必要となる各種の教具をできる限り整備することとし、所要の予算を計上いたしました。

学校図書についてであります。

学校図書については、小学校3校の図書館コンクール最優秀賞の受賞に続いて、昨年度は、北方中学校が優秀校を受賞しました。活字離れが進む折、心の栄養剤である読書が本年度も一層活発に行われるよう、所要の予算を計上しております。

学校給食についてでございます。

学校給食については、地産地消に努め、安価でおいしく安全な給食を提供するとともに、2名の栄養教諭の指導のもと、計画的に食育指導を進め、好ましい食習慣の形成や、食物アレルギーなどによる学校給食事故の未然防止に向けて取り組んでまいります。

社会教育・生涯学習関係についてでございます。

社会教育・生涯学習関係についてであります。物質的な豊かさから心の豊かさへ、個人的な関心事から他人や社会に貢献する意識を住民が主役になって育むことが、基本理念の具現に欠かすことができないという立場に立ち、次の施策を推進してまいります。

社会教育についてであります。

社会的貢献の核である町民ボランティアについては、窓口の一元化を図ることで全ての情報を集約し、今年度も要員の養成、登録、紹介などを効率的かつ効果的に進めることとしております。

学校支援に当たる学校支援地域本部事業の取り組みは、年々ボランティア要員が増加の傾向にあり、5年目を迎えます本年度も、多様なニーズに対応できるように取り組むこととしております。

次に、家庭教育、子育て支援についてありますが、乳幼児を持つ母親を対象とした「ぴよぴよ教室」や3教室を継続する予算32万円、放課後児童クラブ（学童保育）については、それぞれの小学校に継続設置する予算1,308万7,000円を計上いたしました。

文化の保全と継承については、3年計画で進めてきました史跡の標柱や、説明板の改修工事が完了しましたので、今後は本町が保存しています歴史的・文化的資料の整備計画に着手する予定であります。なお、本年度も文化財保護協会と共同で発行しております「文化財だより」に係る予算24万円を計上いたしました。

未来につなぐ心の糧作品公募事業については、昨年度の応募総数が3,000点を超えるまでの全国規模の事業となりました。小さな町の大きな事業として、本年度は主題「勇気」として実施するための予算181万2,000円を計上しました。

生涯学習センター「きらり」に係る事業については、文化の薫り高いまちづくりに資するため、北方寄席を初め、各年代層にふさわしい催しを年3回程度、また、きらりスタッフによる催しを開催するための予算900万を計上しました。

なお、本年度は、住民主催の北方第九コンサートを開催するための補助金として130万円を計上いたしました。

このほか、住民が主役の生きがいを進めることができるように、公民館事業ではリトミックス講座など多彩な教室の開催を、社会教育事業ではカワセミ大学など年代に合わせた学習の機会を、生涯学習事業では北方ふれあいクラブなどの子供向け事業や、一般を対象にした三味線、着つけ、詩吟などの各種講座を開設するため、所要の予算を計上いたしました。

次に、町立図書館経営についてでございます。

乳幼児から高齢者までの全ての世代が読書生活に親しんでいただけるよう、継続して次の取り組みを進めます。

まず、乳幼児を対象にした「親子お話しポケット」、児童中心の「お話しポケット」を定期的で開催し、読書習慣の形成に努めます。また、一般の方々の多様なニーズに応えることができるよう、図書本購入の予算450万円を計上するとともに、利便性を図るための各種コーナーを設け心の通うサービスに努めます。

資料室の収蔵品については、文化財保護協会と共催して特別展を開催するなど、これまで埋もれていた北方の歴史と文化の公開展示を予定しています。

社会体育についてであります。

社会体育につきましては、今年度は新たな取り組みとして、町の保健センターと連携したヘルスアップネット推進事業の体制づくりを進めることとしています。この事業は、各種の健康診断を受診された方々の診断結果をもとに、適切な運動・スポーツを紹介し、もって生活習慣病の予防に役立てようとするものであり、26年度から実施できるように体制づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険事業につきましては、増加傾向にある療養給付費を前年度決算見込み額比5.9%の増となるよう11億7,793万円として、同じく医療の高度化、該当件数の伸びなどにより増加傾向が見られる高額療養費は、前年度決算見込み額比6%増の1億4,185万円とし、歳入歳出の予算総額はそれぞれ22億1,437万円5,000円を計上いたしました。

その中で、国保財政の主要な財源であります保険税につきましては、被保険者の負担を極力抑えるよう、前年度繰越金を5,900万円計上し、保険税率の改正は行わず据え置きとしたいと考えております。そのため、保険税につきましては、前年度とほぼ同額の5億5,304万円を計上いたしました。

なお、平成24年度現年課税の保険税の収納率は92%ほどの見込みとなっておりますが、税の公平・平等などの観点からも、引き続き滞納処分などの対応により収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

後期高齢者医療事業についてでございます。

後期高齢者医療の保険料率などにつきましては、今年度は見直しの年でないため改正はございません。また、被用者保険の被扶養者であった方や所得の低い方の保険料軽減措置は、引き続き実施されるところでございます。これらを踏まえまして、保険料は1億1,464万2,000円を見込み、歳入歳出の予算総額としては1億5,568万7,000円を計上いたしました。

下水道事業についてでございます。

下水道事業の主な収入であります下水道使用料は、接続戸数は80戸の増加を見込み、対前年比1.2%増加の2億4,500万円を計上いたしました。

受益者負担金は、前納報奨金制度が平成24年度で廃止されたことに伴い、同年度の駆け込み納付があった反動により、対前年比57.1%減の265万5,000円を見込んでおります。

また、下水道長寿命化対策更新設計の国庫補助金として151万円、雑入として高屋西部土地区画整理地内の管渠移設補償費を525万円計上いたしました。

一方、歳出では、一般管理費につきましては、下水道台帳管理システム整備に160万円を計上し、処理場管理費では下水道長寿命化対策更新設計委託料として302万円を計上しております。

公共下水道費についてであります。

公共下水道費につきましては、児童館建設に伴う管渠費350万円及び高屋西部区画整理地内の管渠移設工事費として525万円を予定しております。

公債費についてであります。

公債費につきましては、元金償還金2億8,163万2,000円、利子償還金1億1,966万2,000円であり、元利償還額は4億129万4,000円を計上いたしております。

上水道事業についてであります。

上水道事業の主な収入であります水道料金は、前年比0.3%増の1億5,000万円を計上いたしました。

一方、支出につきましては、高屋西部土地区画整理事業地内の配水管網解析業務241万5,000円、水源地の自家発電装置用電池更新工事など802万円及び地方公営企業会計基準が、平成26年度の予算決算から改正されることに伴い、会計制度対応例規整備支援委託料に120万円の予算を計上いたしました。また、配水管布設工事は、老朽管の耐震化等に延長465メートル、工事費2,760万円と、高屋西部土地区画整理地内の新設工事に延長800メートル、4,800万円と、水源地第2配水池水位発信機の更新工事費150万円の予算を計上をしております。

以上、損益の計算をしますと、水源地の自家発電装置用電池更新工事に要する経費等が増加したため、単年度としては280万2,000円の赤字となりますので、経費節減に努めながら予算執行を図ります。

条例関係でございます。

次に、条例案件について順次御説明を申し上げます。

議案第1号は、北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

議案第2号は、北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、その内容は、職員支給することができる諸手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるものであります。

議案第3号は、北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもので、その内容は、公聴会に参加した者及び参考人について支給する旅費の規定の整備であります。

議案第4号は、北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方税法の一部改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、その内容は、町税に関する処分のうち、これまで北方町行政手続条例の適用除外であった、申請により求められた許認可等を拒否する処分及び不利益処分について、町民の権利利益保護のために理由を提示しようとするものであります。

議案第5号は、北方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合に設置をしなければならない対策本部に関する規定を整備するものであります。

議案第6号は、北方町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、道路構造の技術的基準、道路標識の寸法及び新設特定道路の構造の基準について条例で定めるととされたため、制定するものであります。

議案第7号は、北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律関係の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、都市公園の設置基準等について条例で定めるととされたため、制定するものであります。

議案第9号は、北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法が改正をされ、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について条例で定めることとされたため、規定の追加を行うものであります。

議案第10号は、北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国有林野の公益的機能の維持増進を図るための国有林野の経営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法が改正をされて、布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準について条例で定めることとされたため、制定するものであります。

議案第12号は、北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団の充実強化を図り、地域防災力の向上に資するため、団員の定数を50から70へと増員するものであります。

契約関係でございます。

議案第13号は、財産の取得についてであります。

庁舎、防災公園、道路及びバスターミナル用地として、1万8,806.28平方メートルを県から4億300万円で購入するものであります。

補正予算関係についてであります。

議案第14号は、平成24年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,171万1,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を59億2,264万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税1億268万8,000円、前年度繰越金2億2,870万7,000円を増額する一方で、子ども手当に伴う交付金など、国庫支出金6,827万3,000円、臨時財政対策債など町債1億1,734万円などを減額するものであります。

次に歳出の主なものでありますが、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金307万4,000円や、町道381号線道路改良工事費4,035万1,000円を増額し、子ども手当1,411万円を減額するとともに、これら歳出の減額と、さきの歳入の増額をもって新たに1億5,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

なお、当初予算計上をいたしました（仮称）第2児童館造成・設計及び12月定例会にて補正予算計上をいたしました町道381号線道路改良事業につきましては、その一部を翌年度へ明許繰り越しする予算措置をお願いするものでございます。

議案第15号は、平成24年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億3,909万3,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を71億6,174万2,000円とするものであります。

なお、この補正予算案は、国の臨時経済対策であります地域経済活性化・地域の元気臨時交付金を最大限活用するために、翌年度以降に実施を予定していた事業を可能な限り前倒しして計上いたしました。この前倒しによる地域の元気臨時交付金の交付額は、総額5億円程度となる見込みであります。

歳入の主なものといたしましては、地域の元気臨時交付金など国庫支出金8億70万円、町債3億7,830万円などを増額するものであります。

次に、歳出の主なものであります。が、(仮称)第2児童館建設事業2億625万3,000円や、町道3号線ほか道路改良工事7億7,810万6,000円であります。

なお、今回の補正予算に計上しました事業に関しましては、その全てを翌年度へ明許繰り越しする予算措置をお願いするものであります。

国民健康保険事業についてでございます。

議案第16号は、平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,363万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億5,012万7,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、療養給付費等交付金1,450万円、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金307万4,000円などを増額し、歳出につきましては、過年度国庫支出金精算金3,222万円などを増額するものでございます。

協議関係では、協議第1号は、もとす広域連合規約の変更についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

以上で提出案件の説明を終わりますが、なお、詳細につきましては、議事の進行に従いまして順次御説明を申し上げたいと存じます。

どうぞよろしく御審議の上、適正な御決定をいただきますようお願いを申し上げて提案とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(安藤浩孝君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○副議長(安藤浩孝君) お諮りします。議案調査のため、あす9日から13日までの5日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、あす9日から13日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は14日午前9時半から本会議を開くことにします。  
本日はこれで散会します。

散会 午後3時11分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年3月8日

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

